

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2018-02
3 May 2018

移行リソース・グループがIFRS第17号「保険契約」の適用上の課題について議論を行う

保険契約の移行リソース・グループは、会計単位、契約の境界線およびカバー単位について取り組んでいる

目次	
要約	1
移行リソース・グループの背景	1
議論の要約	2
移行リソース・グループで議論された論点	2
今後の移行リソース・グループにおいて議論される論点	9
今後について	9

要約

2018年5月2日に開催された第2回会議において、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)に関する移行リソース・グループ(TRG)は、適用上のいくつかの論点について議論を継続した。議論された論点は、保険契約の結合、契約の境界線内のキャッシュ・フロー、価格の再設定を伴う保有再保険契約の境界線、カバー単位を特定するための給付の量、および2018年2月の移行リソース・グループ会議からの3つのフォローアップ事項に関してIASBスタッフが行ったアウトリーチの結果についてである。この「In transition」の見解は、会議から得た我々の所見に基づいており、IASBが後日公表する正式な要約とはいくつかの点で異なる可能性がある。

移行リソース・グループの背景

1. IFRS第17号の公表に関連し、国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、ワーキング・グループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループは、財務諸表の作成者、監査人に加え、国際的な証券規制当局、保険監督当局および保険数理の団体を代表する3名のオブザーバーにより構成されている。
2. 全体として、移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび審議会への情報提供を行うため、公的な議論の促進するにある。会議において、メンバーは、論点についての見解を共有する。移行リソース・グループは、ガイダンスを公表する予定はない。IASBは、存在するのであれば、各論点についての対応を行うかを決定する。実行可能な対応としては、ウェビナー(ウェブ上のセミナー)およびケーススタディのような適用ガイダンスに対する支援の提供、もしくは、潜在的な文言の修正についての審議会への提出や解釈指針委員会への提出を含んでいる。
3. 移行リソース・グループにおいて議論された論点についての追加的な背景については、IASBのウェブサイトより入手可能である。

移行リソース・グループの議論の要約

議論の要約

4. 今回の会議では 7 つの論点が検討された。これらの論点の中には、ガイダンスの明確化をもたらした議題、およびさらなる検討を必要とした議題もある。検討された議題の要約は以下のとおりである。

日付	TRG アジェンダ 参照番号	議題	予想される次のステップ
2018 年 5 月 2 日	1	保険契約の結合	追加的な対応は期待されない。
	2	非金融リスクに係るリスク調整の企業グループにおける決定	追加的な議論が行われるかもしれない。
	3	契約の境界線内のキャッシュ・フロー	追加的な対応は期待されない。
	4	価格の再設定を伴う保有再保険契約の境界線	追加的な対応は期待されない。
	5	カバー単位の識別に関する給付の量の決定	IASB スタッフは、提案された狭い範囲の改正案、および投資要素を伴う契約に関するカバー単位の償却についての議論を IASB に通知する。
	6	適用上の課題に係るアウトリーチ報告書	IASB のスタッフは、IASB に報告書を説明し、1 つの項目について教育的文書を発行する。
	7	提出されたその他の質問についての報告	追加的な対応は期待されない。

移行リソース・グループで議論された論点

保険契約の結合

5. 移行リソース・グループは、保険契約の結合に関する分析は、2 月の移行リソース・グループ会議における保険構成要素の分離について記載された分析と整合的であるべきであるとの見解を述べた。2 月の会議では、考慮すべき要因には、カバーされる異なるリスク間の相互依存性、一つの構成要素の失効が他の構成要素の失効をもたらすかどうか、構成要素を個別に価格付けし販売できるかどうかが含まれると指摘された。スタッフは、契約の結合に関する IFRS 第 17 号第 9 項のガイダンスの根拠として概念フレームワークを引用しており、議論は、概念フレームワークが、結合および分離の両方の決定に関する指針となるべきであることを示唆している。

6. 移行リソース・グループは、値引きの存在、または契約が同一の相手方と同時に締結されたという事実は、保険契約を結合させるべきであるという結論を下すには不十分であると合意した。

7. 契約が全体的な商業的効果を達成しているか、または達成するために設計されているか否かの分析には、関連するすべての事実および状況に関する重要な判断および慎重な検討が必要である。評価にあたり、どの単一の要因も決定的ではない。何人かの移行リソース・グループのメンバーは、スタッフの分析は、失効の要件が他の要件よりも重要である旨を暗示していると考えたが、必ずしもそうとは限らないと指摘した。IASB のスタッフは、提出された特定の事例においては、失効の要件が、契約に存在する値引きよりも決定的であると考慮されたことを明確にした。

8. 1名の移行リソース・グループのメンバーは、2つ以上の契約を組み合わせるべきかどうかの検討が、同時またはほぼ同時に締結された契約にのみ適用されるかどうかを明確化できるか質問した。他の移行リソース・グループのメンバーは、分析は、契約が同時に発行される状況のみに関係するべきであるとの見解を示した。しかし、別のメンバーからは、全体的な商業的効果の達成のために、契約開始から5年後に80%値引きされた特約を付加する契約の例が提供された。当該メンバーは、香港における技術的グループにおける議論の一部としてこの論点が議論された際、様々な見解があったと特に言及した。議長は、この質問は文書の範囲外であり、この質問は別途、移行リソース・グループに提出できると述べた。

PwCの所見

IFRS第17号第9項が、保険契約の結合に関する考慮事項のみを明示的に扱っている点を考慮すると、結合の論点であれ分離の論点であれ、分析が一貫的に行われるべきであるという見解は、非常に有用であると指摘された。また、値引きの存在だけでは契約を結合するべきであるという決定的な要素にならないとするスタッフの見解にも、移行リソース・グループのメンバーは強い同意を示した。複数のカバーを購入する際における値引きの提供は、比較的一般的な取引である。一部の事例では、この値引きが非常に大きく、全体的な商業的効果を達成するように設計されている可能性があるが、他の事例ではそうではないかもしれない。

非金融リスクに係るリスク調整の企業グループにおける決定

9. 提出された質問は、リスク調整の決定が要求される保険グループ内の水準についてである。最初の質問は、子会社が発行した契約が、連結グループのみが利用可能なリスク分散の程度を反映できるかについてである。2つ目の質問は、グループ全体のリスク調整が、連結財務諸表に含まれる子会社の基礎となるリスク調整の合計から乖離が可能であるかである。

10. IASBのスタッフは、リスク調整は、発行体がリスクの負担に対して要求される報酬を決定した際に考慮した水準で決定されるべきであると述べた。当該決定は、契約の当事者である企業によって行われる単一の決定である。発行体は、非金融リスクに要求する報酬を決定する際に、企業レベルよりも高いレベルで生じるリスク分散の程度を含め、どのような要因を考慮するかを選択する。

11. 何人かのメンバーは、ある企業グループは、事業や資本管理の手続において、リスク分散効果を考慮していると指摘した。移行リソース・グループは、子会社が実際に企業グループにおけるリスク分散効果を考慮している範囲において、報告企業におけるリスク調整の決定に含めるべきであるという見解に同意した。リスク調整は、顧客に対する明示的な対価ではなく、仮に、企業が、非金融リスクを負担するために、明示的な金額を保険契約者に対して別途負担させるとした場合に要求するであろう金額であると認識された。

12. 議論の中で、IASBのスタッフは、会計の目的におけるリスク調整額は、契約の当事者である企業によって行われた単一の決定であり、企業グループのレベルにおける異なるリスク調整の適用は、その概念と整合的ではないと強調した。したがって、たとえ経済的には、連結グループがリスクの相殺を伴い発行される様々な商品からリスク分散効果を得るとしても、契約を発行している企業がリスク調整の見積りに企業グループにおける分散効果の考慮を適用しない場合、この会計上の測定の観点は、子会社から連結レベルまで変化しない。

13. 一部の移行リソース・グループのメンバーは、基準における要求事項に対する解釈がスタッフと整合していることを確認したが、他のメンバーは、別の解釈を提案した。彼らは、この文脈において「企業」をどのように解釈するかによって、リスクに対する報酬が異なる可能性の存在を指摘した。彼らは、IFRSが通常、グループの財務諸表を作成する際には連結グループを、子会社財務諸表を作成する際には子会社を、報告企業として言及していると指摘した。さらに、何人かは、リスク調整を、顧客に課す価格の構成要素としてではなく、報告企業が負担するコストであると考えている。また、資本は、グループのリスク分散を基礎として配分されるものの、グループ内の企業によっては、配分された資本を無視して意思決定を行う場合もある。そのため、企業グループ内の各企業のリスク調整の合計は、異なる計算手法または各地の要求事項によるため、グループ全体で得られる分散効果を示すリスク調整から乖離する可能性がある。

14. 何人かの移行リソース・グループのメンバーは、要求される信頼水準に関する開示では、連結レベルの開示が子会社における開示とは異なり、それによって、連結グループにおけるリスク分散の経済的な水準が利用者に対して強調されるであろうと指摘した。

PwC の所見

多くの移行リソース・グループのメンバーは、実務上は、IASB のスタッフの見解の受け入れが可能であろうと述べた。しかし、移行リソース・グループのメンバーは、連結グループではリスク調整が異なりうるか、または異なるべきかについて、異なる見解を有していた。移行リソース・グループのメンバーは、この見解は選択により決定されるべきではないという点で意見が一致したようであるため、IASB が 2 つの見解のうちどちらが適切かをさらに議論するかは不明である。

契約の境界線内のキャッシュ・フロー

15. IFRS 第 17 号第 34 項の適用に関連して、2018 年 5 月に開催された移行リソース・グループ会議で議論された 2 つの主要な論点は、以下のとおりであった。(a) 「将来の期日において契約またはポートフォリオのリスクを完全に反映した価格を設定する実質上の能力」に係る要求事項の解釈、および (b) 将来の期日に保険カバーを追加するオプションを含む契約における境界線の決定。

16. 「価格設定の実質上の能力」の解釈に関して、アジェンダ・ペーパーは、契約、法律、規制上の制約と同時に、市場競争力および商業上の考慮が含まれると指摘した。移行リソース・グループは、価格設定に制約のある契約について、ある企業が既存の契約について、その日に発行された同じ特徴を有する新規契約と同じ価格を設定できる場合、あるいはポートフォリオのリスクの全般的な変化を反映するために既存の契約の価格を再設定できる場合には、その企業が価格を再設定する実質上の能力は制約されると考えられないと指摘した。これは、競争による圧力だけでなく、規制当局が課す価格の制約にも該当する。企業が価格を再設定する実質上の能力を制限する制約は、企業が価格を再設定する実質上の能力を制限しない、企業による自発的な価格決定とは異なることについて特に言及された。

17. 将来の期日に保険カバーを追加するオプションを含む契約の会計処理の論点に関して、スタッフは、いくつかの主要な原則を提案した。まず、オプション価格が契約開始時に固定されているか、オプションが行使された日に決定されるかにかかわらず、オプションは、現存する保険契約の 1 つの特徴である点について指摘した。これは、当該企業が、2018 年 2 月の移行リソース・グループの会議で得られた、分離に関する決定を適用し、当該オプションが別個の契約であると考える場合を除き、適切であるとした。したがって、オプションから生じるキャッシュ・フローが保険契約の境界線内にあるかどうかの評価は、保険契約の他の特徴から生じるすべてのキャッシュ・フローの評価と共に実施される。

18. 移行リソース・グループは、契約開始時にオプション価格が固定されている場合、企業がその構成要素のリスクを反映して契約全体の価格を再設定できないため、オプションから生じるキャッシュ・フローが契約の境界線内にあることは明らかであるとの見解を述べた。

19. しかし、オプション価格が契約開始時に固定されておらず、当初の契約の価格が再設定されないような、価格の再設定の制約が存在する契約の一部である場合、スタッフは、権利行使日以降の保険料から生じるキャッシュ・フローは、契約の境界線内にあり、そして、契約の当初認識時の測定に含まれる取扱いを提案した。オプションの行使によるキャッシュ・フローの変動は、履行キャッシュ・フローの見積りの変動として取り扱われる。

20. 移行リソース・グループの何人かのメンバーは、このオプションが、現在の保険契約者に対する実質的な権利および保険者の実質的な義務を反映している場合に限り、履行キャッシュ・フローの現在価値における測定に、将来の潜在的なオプションのキャッシュ・フローを考慮するとして、スタッフの見解に異議を唱えた。彼らは、将来の期日において決定される条件により行使可能なオプションが、特定の事実と状況に応じて、そのような権利および義務を生み出すかもしれないし、生み出さないかもしれないと提案した。現在の権利および義務を表さないオプションを含める取扱いは、契約上のサービス・マージンの過大評価につながり、将来の経営陣がオプションに割り当てる価格をどのように見積るかという点で、業務上の課題となる可能性があるとして指摘された。

21. スタッフは、このオプションは保証された保険性を提供すると考えており、もし契約に含まれるなら、通常は、商業的実質を有するであろうと推測していると返答した。したがって、彼らは、保険者が行使期日においてオプション価格を設定できるからといって、それが実質的な権利および義務ではないとする決定的な要因ではないと考えている。議論の目的のため、議長は、移行リソース・グループに対し、提出された質問の対象となる契約が実質的な権利および義務を提供していると仮定し、オプションがどのような場合に実質的な権利および義務を提供するのかについての分析は、現在の議論の範囲外とするよう求めた。移行リソース・グループは、必要に応じて、将来の会議において別個にこの問題について取り組むことができる。

PwC の所見

企業は、2018 年 2 月の移行リソース・グループ会議で提供された分離に関するガイダンスを適用して、オプションを含む契約の経済的実質が、単一の契約としてまたは 2 つの独立した保険契約として、最もよく反映されているかどうかを慎重に検討する必要がある。さらに、この会議で指摘されたように、カバーを提供するオプションが保険契約者に対する実質的な権利と発行者の実質的な義務をもたらすかどうかの決定は、オプションのキャッシュ・フローが境界線内にあるかどうかの分析において重要な考慮事項である。

価格の再設定を伴う保有再保険契約の境界線

22. 移行リソース・グループは、最低 90 日間の通知期間を前提に、残存カバーについて将来請求する保険料率を再保険者が調整する権利を有する場合において、どのように保有再保険契約の境界線を決定するかについて議論した。出再者は、再保険者による価格の再設定がない限り、基礎となる契約の全期間にわたる再保険契約を約束している。

23. 当該事例は、90 日間の境界線の設定を決定した、2018 年 2 月の移行リソース・グループ会議で議論された事例とは異なる。2018 年 2 月の議論では、再保険者が価格の再設定権を行使したか否かにかかわらず、出再者は解約する権利を有していた。しかし、この契約では、再保険者が価格の再設定を行う権利を行使しない場合、出再者は契約期間全体にわたる保険料の支払いを約束している。

24. 2018 年 2 月の会議において、移行リソース・グループは、IFRS 第 17 号第 34 項の文脈において、保有再保険契約の境界線内のキャッシュ・フローは、再保険者からサービスを受ける出再者の実質的な権利および契約の発行者（再保険者）に対して保険料を支払う実質的な義務から生じるとの見解を述べた。再保険者からサービスを受ける実質的な権利は、再保険者が移転されたリスクを再評価する実質上の能力を有し再評価されたリスクを完全に反映する価格の再設定が可能な場合、または再保険者がカバーを終了する実質的な権利を有する場合に終了する。

25. 移行リソース・グループは、「企業（再保険者）が保険契約者（出再者）に保険料の支払を強制できる（中略）場合には、当該キャッシュ・フローは保険契約の境界線内にある」と IFRS 第 17 号第 34 項で言及されているように、本会議のアジェンダ・ペーパーにおける事例において、価格の再設定がされない限り、出再者は再保険契約を解約できないため、また、再保険者の価格の再設定の能力は出再者の支配の範囲外であるため、出再者は、再保険契約の全期間にわたり保険料を支払う実質的な義務を負っていると結論付けた。契約の境界線は、基礎となる契約の全期間を反映する必要がある一方で、再保険契約の履行キャッシュ・フローは、将来の保険料調整および出再者による解約の決定の可能性を反映する必要がある。

PwC の所見

移行リソース・グループのメンバーは、この特定の事例について、アジェンダ・ペーパーで表明されたスタッフの見解にすぐに合意した。ただし、再保険者が、価格の再設定または解約の権利を有しているが、価格の再設定がない限り出再者は解約の権利を有していないという事例は、実際には多くの場合において認識されない稀な事例であると指摘された。

カバー単位の識別に関する給付の量の決定

26. アジェンダ・ペーパーは、契約上のサービス・マージンの認識の基礎となる IFRS 第 17 号 B119 項(a)における「給付の量」の定義を扱い、2018 年 2 月の移行リソース・グループ会議からの議論を継続している。その後、IASB スタッフは、移行リソース・グループのメンバーにフィードバックと事例を求めてアウトリーチを行い、その結果を受けて分析を実施し、この会議のアジェンダ・ペーパーにおいて 16 の例示をまとめた。

27. 数名の移行リソース・グループのメンバーは、2018 年 2 月の移行リソース会議から引用された見解に異議を唱えた。議事録では、移行リソース・グループは、カバー単位が、保険事故が契約のグループにおける予想存続期間に影響を与える範囲においてのみ、保険事故が発生する可能性を反映させるべきであり、また、予想される保険金請求金額に影響を与える範囲においては、保険事象が発生する可能性は反映しない取扱いについて、移行リソース・グループが同意したと述べられている。

投資要素を伴わない保険契約

28. 移行リソース・グループのメンバーは、主として、カバー単位は、異なる期間における異なるカバーの水準を反映すべきであるという原則に同意した。しかし、移行リソース・グループのメンバーは、契約により提供される給付は、企業が契約上の最高限度額を支払うための待機であるという提案に懸念を表明した。なぜなら、このアプローチは一部の状況において適切ではないと考えたためである。例えば、カバーの限度額が高い契約と限界が低い契約が同じグループ内に混在している場合、または商業的実質がない上限が設定されている場合に、適切でなくなる可能性がある。

29. 移行リソース・グループのメンバーは、保険商品の幅広い多様性のため、給付の額を決定するためには、原則ベースのアプローチが、一つのアプローチと厳格な規則と指針よりも適切であるという点で意見が一致した。数名の移行リソース・グループのメンバーは、例示は、具体的な事実や状況に依存するため、原則を説明するために慎重に使用されるべきであると指摘した。メンバーは、この目的は、保険者が提供するサービスの見積りの提供にある点について同意した。さらに、この見積りは会計方針の選択ではなく、サービスの提供を最もよく反映するための見積りを必要とする判断であり、規則的かつ合理的に適用されるべきであることに同意した。

30. 一部の移行リソース・グループのメンバーは、アプローチや例示が詳細すぎているため、契約上のサービス・マージンは、時間の経過を基礎として定額で認識されるべきであるという原則から逸脱していると示唆した。しかし、グループに、あるいは単一の契約であっても内在する、異なる給付の量と期間を反映するという要求事項から、「給付の量」の解釈のためにさらなるガイダンスが必要であると指摘する者もいた。

31. 移行リソース・グループのメンバーは、その期間の給付の量を決定するためにスタッフが定めた原則について、概ね同意した。これには、以下の項目が含まれる。

- 企業は、保険契約者が受取ると予想する給付を考慮しなければならず、その給付を供与するために予想されるコストを考慮してはならない。そのため、予想支払保険金は、カバー単位の決定の原則において適用できない。また、
- 保険契約者は、保険事故が発生した場合の保険金請求のみによるのではなく、企業が有効な保険金請求に応じるために待機するという行為により給付を受けるため、給付の量は、各期に請求される可能性がある額に依存する。

スタッフは、保険金請求の発生可能性は、保険金請求が可能であるという給付には影響しないと提案したが、移行リソース・グループのメンバーの中には、そうでない例もあると考えた者もいた。

32. 移行リソース・グループのメンバーは、基準の目的を満たす給付の量を決定するためには、判断が必要であることに合意した。給付の量を決定するために考えられる方法は、以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- (i) 各期間における契約上のカバー額の上限、および
- (ii) 保険事故が発生した場合に保険契約者が各期間において有効に保険金請求できると企業が予測する金額

移行リソース・グループのメンバーは、給付の量がどのように決定されるかは、特定の契約の実際の事実および状況に依存し、原則を反映すべきであると強調した。前項に要約された適用可能な方法は、選択可能であると解釈すべきではない。移行リソース・グループのメンバーは、給付の量を保険料や期待キャッシュ・フローに基づいて決定する方法は、各期に提供されるサービスの合理的な代替であることを実証できるのであれば、適切であると指摘した。

PwCの所見

カバー単位と給付の量の決定は、会計方針の選択ではなく、企業は、保険者から保険契約者に提供されるサービスを描写するために、判断の適用が求められる。投資要素を伴わない契約については、保険契約の特性に応じて、給付の量の基礎として、保険事故が発生した場合に、保険契約者が各期間において有効に保険金請求できると予測する金額を用いる方法を使用できる可能性がある。

投資要素を伴う保険契約

33. アジェンダ・ペーパーは、変動手数料アプローチを適用する契約の場合、給付の量の決定には、保険サービスと投資関連サービスの双方のサービス形態を考慮に入れるべきであると提案した。スタッフは、変動手数料アプローチを適用する契約が投資サービスを提供していること、および基礎となる投資項目からの収益に対する当該企業の持分の変化は、契約上のサービス・マージンに影響を及ぼす契約に関する当該企業の報酬の変化とみなされることを、基準が認めていると指摘した。したがって、スタッフは、契約上のサービス・マージンの配分は、保険サービスと投資サービスの両方のパターンに基づくべきであると考えている。

34. アジェンダ・ペーパーは、変動手数料アプローチに適格でない他の投資要素を伴う契約は、IFRS 第 17 号で定義されているように、「投資関連サービス」を提供していないと指摘した。これらの契約について、スタッフは、貨幣の時間価値および金融リスクの変化が契約上のサービス・マージンに影響しないと述べた。したがって、アジェンダ・ペーパーは、変動手数料アプローチが適用されない契約における、契約上のサービス・マージンを配分するための給付の量の決定は、保険サービスのカバー期間のみに基づくべきであり、また、投資要素に関して提供される給付に関する検討を除外すべきであると提案した。スタッフは、カバー単位の取り扱いが契約上のサービス・マージンのアンロックと整合的であるべきだと考えている。

35. スタッフは、変動手数料アプローチが適用される契約における契約上のサービス・マージンの償却期間に関して、結論の根拠が不明確であることを認め、アジェンダ・ペーパーでは、変動手数料アプローチが適用される契約の「カバー期間」が、投資関連サービスが提供される期間を含むことを明確にするため、「カバー期間」の定義を修正するための、基準の狭い範囲の修正を勧告した。

36. 変動手数料アプローチの適用に関する適格性を満たさない、投資要素を含む保険契約について、多くの移行リソース・グループのメンバーは、契約上のサービス・マージンが、保険サービスのカバー期間のみにわたって償却されるべきであるという見解案に重大な懸念を表明した。彼らは、資産に依存するキャッシュ・フローを伴う、変動手数料アプローチが適用される契約に類似した性質を含む多くの契約が、米国、アジアを含む様々な地域において存在している事実を指摘した。これらの契約において保険契約者に付与される金額は、資産収益からスプレッドを差し引いた金額に基づいており、関連するキャッシュ・フローは、(基準の設例 6 に示されているように)資産に基づく金利を用いて割り引かれる。通常、保険構成要素の重要性が低いため、このスプレッドは、契約上のサービス・マージンの主要な構成要素である場合が多い。移行リソース・グループのメンバーの見解によれば、こうしたスプレッドを、カバー期間と運用期間ではなく、カバー期間のみにわたり認識することは、適切ではないと思われる。さらに、彼らは、IFRS 第 17 号 B98 項のガイダンスにおいて、「間接有配当契約」における裁量的なキャッシュ・フローの特定の変動が契約上のサービス・マージンをアンロックする規定は、IFRS 第 17 号がこれらの契約の一部の要素を、変動手数料アプローチと同様に、投資サービスとして取扱っていることの証左であると考えている。

37. あるメンバーは、カバー期間に関する記述が、契約の境界線内の総ての保険料について言及している結果、保険サービスが終了した後の保険料も含む可能性があるため、IFRS 第 17 号の文言は不明確であるとの見解を示した。

38. 別のメンバーは、提案された修正がなければ、変動手数料アプローチが適用される契約に関して、スタッフが意図したとおりに IFRS 第 17 号を解釈できないと指摘した。そして、移行リソース・グループのメンバーが表明した見解の相違を考慮すると、狭い範囲の修正ではないように思われ、基準への変更がもたらす結果に懸念があると特に言及した。

PwC の所見

移行リソース・グループの議長は、提案された狭い範囲の修正と、投資要素を伴う変動手数料アプローチを適用できない契約に関する議論の結果の両方について、スタッフから IASB に最新情報を提供したいと伝えた。これらの問題が移行リソース・グループによるさらなる議論の対象となるかどうかは、IASB の見解次第である。

適用上の課題に係るアウトリーチ報告書

39. 2018 年 2 月の移行リソース・グループ会議において、スタッフが移行リソース・グループにおける議論をさらに進める必要はないとした提案について、何人かのメンバーは、重要な業務上の課題を抱えているとの懸念を表明した。これらの提案のうち 3 件について、議長は、関連する適用上の課題をより深く理解するため、IASB のスタッフによるアウトリーチの実施を提案した。

- (a) 財政状態計算書における保険契約グループの表示、
- (b) 保険料配分アプローチにおける受取保険料、および
- (c) 決済期間に取得した保険契約の事後的な取扱い

40. 本アジェンダ・ペーパーに含まれる集約レベル(上記(a)および(b)に影響)に関するフィードバックは、IFRS 第 17 号の要求事項を満たすための技術的課題および予想されるシステム開発コストの両方について記述している。数名の移行リソース・グループのメンバーは、アウトリーチにおいて、現在の会計モデルは有用かつ合理的な情報を提供しているが、新たな表示の要求事項は、そのような情報を提供しないであろうとの見解を述べた。

41. 受取保険料に関して、2018 年 2 月に提出された質問や移行リソース・グループのアウトリーチにおける回答に対して、スタッフは、保険料配分アプローチを機械的に適用する例示をいくつか挙げている。例示は、保険料がカバー期間の開始時に支払われる場合、カバー期間の終了時に支払われる場合、および月払いで支払われる場合を含んでいる。例示は、保険料配分アプローチにおいては、保険料を受領する前に保険収益を認識する場合に、保険契約資産が表示される可能性を説明している。

42. 何人かの移行リソース・グループのメンバーは、集約のレベルに関して、アジェンダ・ペーパーに含まれる情報は、彼らが直面している問題の重要性を十分に伝えていないと指摘した。移行リソース・グループのメンバーは、要件は理解しているが、必要とされるコストに懸念を有しており、また、何人かは導入に要する時間について懸念を表明した。そのため、移行リソース・グループのメンバーは、スタッフに対し、IASB に対する報告において、導入上の課題をさらに明確化するよう求めた。

43. 決済期間中に取得した保険契約の事後的な取扱い(例えば、企業結合で取得した保険契約の事後的な会計処理)に関して、IASB のスタッフと移行リソース・グループのメンバーの双方は、このような取引に関する新たな会計上の要求事項は、現在の実務から大きく異なるという見解を述べた。何人かの移行リソース・グループのメンバーは、この新しい会計上の要求事項は、(取得が生じなければ保険料配分アプローチに適格となるはずであった)契約を取得した企業に、両方の会計モデルに準拠するシステムの開発を要求する結果になるであろうとの懸念を表明した。

PwC の所見

移行リソース・グループの目的は、導入上の課題についての議論ではない。しかし、これらの 3 つの問題は、移行リソース・グループに提出された質問から生じた。また、多くの移行リソース・グループのメンバーは、これらの導入上の課題が、導入プロジェクトにおいて直面している課題の上位 3 つに位置していると指摘した。

その他の提出された質問についての報告

44. 合計 49 項目が移行リソース・グループへ提出され、そのうち 22 項目は 2018 年 5 月に開催された会議に関する質問であった。アジェンダ・ペーパー7 が、その他の提出された論点の状況を要約しており、スタッフの見解によれば、(a) IFRS 第 17 号の文言のみを適用して回答できる(10 項目)。(b) 提出基準を満たしていない(ゼロ)。(c) 移行リソース・グループの議論以外のプロセスを通じて検討している(1 項目)であった。IASB スタッフがさらなる情報の提出を要請した論点が 1 件あり、相互会社に関する論点 2 件について、提出者は、さらなる分析のために、この質問を保留しておくよう要請した。

45. 質問 13 について、移行リソース・グループが質問と回答が明確ではないと考えたため、IASB のスタッフは追加的な説明を提供した。提出された質問は、移行に関する修正遡及アプローチが存在するため、完全遡及アプローチにおいていくつかの推定を適用できるかどうかについてであった。IASB のスタッフは、完全遡及アプローチは IFRS 第 17 号により導入された要求事項ではなく、企業は、完全遡及アプローチについては、この文脈において IAS 第 8 号を適用する必要性を確認した。さらに、IASB のメンバーは、移行リソース・グループのメンバーに対し、修正遡及アプローチの実務上の適用方法に関する論点を提出するよう奨励した。

46. ある移行リソース・グループのメンバーは、質問 29 の回答が差異をもたらす可能性があるとの見解を述べた。このメンバーは、イールド・カーブと比べて実効利回りの使用がもたらすであろう差異を説明する例を IASB に提供するであろう。

47. あるメンバーは、いくつかの検討について「保険数理的な性質を有し、したがって移行リソース・グループの検討範囲外である」とするスタッフの回答への懸念を表明した。別のメンバーは、IFRS 第 17 号の適用範囲に含まれる可能性のある商品に関する質問 33 は、非保険者が IFRS 第 17 号の適用対象であるとの認識がない可能性があるため、非保険者にとって現実の懸念事項であると指摘した。

PwC の所見

適用範囲に関する論点は、IASB 内における別のプロセスを経て検討されているが、導入プロジェクトをまだ開始していない非保険者に与える潜在的な影響を考慮し、優先的に検討されるべきであると指摘された。

今後の移行リソース・グループにおいて議論される論点

48. 次回の移行リソース・グループ会議は 2018 年 9 月を予定しており、2 日間の会議となる見込みである。上述のように、移行リソース・グループによるさらなる検討を必要とする可能性のある論点がいくつか存在する。これらは、2018 年 7 月 20 日までに受領された他の論点と共に、9 月の会議で検討される予定である。

今後について

49. IASB は移行リソース・グループの会議についての報告書を作成し、会議の日より 2 週間以内における公表を予定している。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

In transition 10

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。